

令和6年度における見直し対象品目 に係る検討方針等（案）

1. 令和6年度の見直し対象品目等
2. 提案募集における継続検討品目等
3. 見直し品目等に係る検討方針等（案）
4. その他の見直し・事前検討等（案）

令和6年7月24日

- 1. 令和6年度の見直し対象品目等**
- 2. 提案募集における継続検討品目等**
3. 見直し品目等に係る検討方針等（案）
4. その他の見直し・事前検討等（案）

1. 令和6年度における見直し品目等

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し等に関する方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和6年度の見直し対象品目は下表の**11分野109品目**（文具類85品目を含む）

分 野	品 目
文具類	全85品目（継続検討品目である紙製文具を含む）
画像機器等	プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ
オフィス機器等	一次電池又は小形充電式電池
移動電話	携帯電話、PHS、スマートフォン
家電製品	電子レンジ
エアコンディショナー等	ストーブ
温水器等	ガス温水機器、石油温水機器
自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ
インテリア・寝装寝具	金属製ブラインド
役務	省エネルギー診断、印刷、食堂、印刷機能等提供業務
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋

注：自動車6品目については令和5年度の検討において令和6年度以降の燃費基準値の強化の方向性を示したところであり、本年度の検討において強化の可否を確認の上、適切に対応

○ 横断的検討事項

- ➡ 2段階の判断の基準（基準値 1, 2）が未設定の品目は新規導入、また、設定済の品目は基準強化、拡充等について検討。また、基準値 1, 2 の位置付けの明確化も懇談会の議論と並行して検討する
- ➡ 第5次循環型社会形成推進計画（案）※を踏まえ、再生プラスチック利用率等の循環性基準が未設定の品目は新規導入、また、設定済の品目は基準強化、拡充等について検討。また、タイプ I 環境ラベルのエコマークについて更なる対象品目の拡大に向け、業界団体等の取組状況を踏まえて検討。さらに、当該品目に関連するその他の第三者機関による国際的な環境ラベルがある場合は当該ラベルの活用に係る検討も行う
 - ※ 2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行うこととし、2024年度から取組を開始する
 - ※ エコマーク等の第三者機関による環境ラベルを活用し、一層のグリーン購入の裾野の拡大を図る
- ➡ カーボンフットプリントを算定した製品、カーボン・オフセットされた製品について更なる対象品目の拡大に向け、業界団体等の取組状況を踏まえて検討

2. 提案募集における継続検討品目等

- 令和5年度の提案募集において新規追加又は判断の基準等の見直しに関する提案について検討を実施した結果、令和6年度も引き続き検討を行うことが適当と判断された品目等は下表のとおり

品 目	検討方針等（案）
不織布マスク（原料としてバイオマス由来特性を割り当てた（マスバランス方式を採用）プラスチックを使用）	○ 国等の機関において調達されるマスクの仕様等について、災害備蓄用品を含めて検討 ○ 全国的な供給可能性、コスト低減の見込みについて確認が必要
防護服（再生PP繊維を使用）	○ 制服・作業服として整理し、現行の制服・作業服の判断の基準に再生PP繊維の使用について検討 ○ 国等の機関が調達する防護服の仕様を確認し、適用可能な対象範囲の検討
バイオマス由来特性を割り当てた（マスバランス方式を採用）プラスチックを使用した製品	○ 判断の基準等として設定する場合は、マスバランス品であることの表示方法等に係る検討が必要

1. 令和6年度見直し対象品目等
2. 提案募集における継続検討品目等
3. 見直し品目等に係る検討方針等（案）
 - (1) 文具類
 - (2) 画像機器等
 - (3) オフィス機器等
 - (4) 移動電話
 - (5) 家電製品
 - (6) 温水器等
 - (7) エアコンディショナー等
 - (8) 自動車等
 - (9) インテリア・寝装寝具
 - (10) 役務
 - (11) ごみ袋等
4. その他の見直し・事前検討等（案）

○ 文具類（85品目）

- ➡ 文具類は現行の基本方針において85品目が特定調達品目として位置づけられており、基本的には文具類共通基準として、主要材料別（プラスチック、紙、木、金属）に判断の基準を設定しているところ
- ➡ 判断の基準等については順次強化・見直しを実施してきたところであり、例えば主要材料がプラスチックである品目については、ポストコンシューマー材料に係る配合率の設定、共通基準にバイオマスプラスチックの使用を追加するなど、市場及び製品開発の状況に応じ判断の基準等の見直しを実施
- ➡ 令和5年度において紙製品の一部について古紙パルプ配合率を中心とした判断の基準の見直しを求める提案が業界団体から提出されたが、印刷用紙に係る判断の基準等の改定及び改定後の市場動向等を踏まえ、本年度継続して検討することが適当と判断されたところ

- 紙製文具は印刷用紙に係る判断の基準等の見直し結果等を踏まえ、古紙に限らずパルプ原料（森林認証材、間伐材等）の評価について検討してはどうか
- プラスチック製文具は認定プラスチック使用製品の取扱いについて検討してはどうか

① プリンタ、プリンタ複合機、スキャナ

- ➡ プリンタ、プリンタ複合機及びスキャナは法施行時から特定調達品目
- ➡ 国際エネルギースタープログラム（以下「ENERGY STAR」という。）の改定に伴い省エネルギー性能（消費電力量等）に係る判断の基準の見直しを実施してきたところであり、現行の判断の基準はENERGY STAR Version3.0の基準を準用
- ➡ プリンタ及びプリンタ複合機については直近では令和2年2月に業務用（プロ用）プリンタ及び業務用プリンタ複合機を対象に追加するとともに、再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準として設定

- プリンタ及びプリンタ複合機はカーボンフットプリントの算定・開示（以下「CFPの算定等」という。）について2段階の判断の基準の設定を検討してはどうか。併せてカーボン・オフセット、タイプI環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用について検討してはどうか
- スキャナはCFPの算定等について判断の基準等への設定を検討してはどうか
- プラスチック資源循環の観点から、再生プラスチック、バイオマスプラスチックの部品等への使用量などの強化の可能性について検討してはどうか

② ファクシミリ

- ➡ ファクシミリは法施行時から特定調達品目
- ➡ 省エネルギー性能に係る判断の基準はENERGY STAR Version2.0の基準に据え置き（平成26年2月に設定）
 - ➔ ENERGY STAR Version3.0から単機能ファクシミリは対象外
- ➡ 国等の機関におけるファクシミリ単体機の調達量は平成24年度の2,642台から令和4年度の645台へ10年間で4分の1程度まで減少

- 
- 国等の機関における画像機器等の複合機化の進展に伴い、ファクシミリ単体機の調達量が顕著に減少傾向を示していることから、品目からの削除を含め、今後の取扱いを検討してはどうか

○ 一次電池又は小形充電式電池

- ➡ 一次電池又は小形充電式電池は平成18年2月から特定調達品目として追加
- ➡ 電池の形状はいわゆる「単1形」から「単4形」の4種類を対象
- ➡ 一次電池については最小平均持続時間を判断の基準として設定
- ➡ 小形充電式電池については、2次電池であることのみが要件
- ➡ 一次電池については令和2年2月にJIS規格（JIS C 8515:2017一次電池個別製品仕様）の改定に伴い、最小平均持続時間に係る基準値を変更したところ



- 電池の種類などの対象の拡大について検討してはどうか
- 一次電池はJIS C 8515の2022年の改正に伴う見直し（主な用途、初度に対する割合等）を検討してはどうか
- 小形充電式電池は新たな評価項目の設定について検討してはどうか
 - ➡ サイクル数、電池容量等に係る基準の設定及び設定した場合の品目の分割等について検討が必要
- CFPの算定等について業界における取組状況等を踏まえ検討してはどうか

○ 携帯電話、PHS、スマートフォン

- ➡ 携帯電話及びPHSは平成21年2月から、スマートフォンは平成27年2月から特定調達品目として追加
- ➡ 平成27年2月に環境配慮設計を判断の基準に設定するなどの見直しを実施
- ➡ 令和2年2月に筐体又は部品（充電器を含む。）にプラスチックを使用している場合に再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの含有率に係る情報の開示を判断の基準として設定するとともに、筐体又は部品への可能な限りの使用及び製品の包装又は梱包への使用を配慮事項として設定
- ➡ PHSは前回の見直しに当たって品目からの削除を検討したが、公衆回線に接続しない内線用途等への供給があることを踏まえ、削除は見送ったところ

- EPEATにおいて設定されている要求事項等を参考として新たな判断の基準等の設定の可能性について検討してはどうか
- スマートフォンについてはエコマークの新規の商品類型として認定基準が策定されていることから、当該基準と整合を図りつつ、エコマーク認定基準の活用に係る記載を含めて検討してはどうか
- PHSについては国等の機関における調達状況等を踏まえ、品目からの削除を含め、今後の取扱いを検討してはどうか
- CFPの算定等について業界における取組状況等を踏まえ検討してはどうか

○ 電子レンジ

- ➡ 電子レンジは平成21年2月から特定調達品目として追加
- ➡ エネルギー消費効率に係る判断の基準として省エネ法のトップランナー基準を設定しているが、その後エネルギー消費効率に係る判断の基準の見直しは実施していない
 - ➡ 省エネ法のトップランナー基準の目標年度は平成20（2008）年度
- ➡ 平成27年2月に待機時消費電力に係る判断の基準を設定



- 電子レンジのエネルギー消費効率は上限に近く、長期にわたってトップランナー基準の見直しも行われていない。現段階においてエネルギー消費効率の向上は困難であると考えられることから、新たな項目の判断の基準等への設定可能性について検討してはどうか
- CFPの算定等について業界における取組状況等を踏まえ検討してはどうか

(6) エアコンディショナー等

○ ストーブ

- ➡ ストーブ（石油及びガス）は平成16年2月から特定調達品目として追加
- ➡ エネルギー消費効率に係る判断の基準として省エネ法のトップランナー基準を設定しているが、その後エネルギー消費効率に係る判断の基準の見直しは実施していない
 - ➡ 省エネ法のトップランナー基準の目標年度は平成18（2006）年度
- ➡ 平成17年2月及び平成19年2月に対象範囲に係る見直しを実施し、対象となる区分を拡大



- ストーブのエネルギー消費効率は上限に近く、長期にわたってトップランナー基準の見直しも行われていない。現段階においてエネルギー消費効率の向上は困難であることから、新たな項目の判断の基準等への設定可能性について検討してはどうか
- CFPの算定等について業界における取組状況等を踏まえ検討してはどうか

○ ガス温水機器、石油温水機器

- ➡ ガス温水機器及び石油温水機器は平成16年2月から特定調達品目として追加
- ➡ 令和2年2月に潜熱回収型温水機器に係る判断の基準を設定
- ➡ 令和5年12月にガス温水機器及び石油温水機器については2025年度を目標年度とするトップランナー基準の施行等を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準を強化するとともに、ガス温水機器の対象として省CO₂・省エネルギー効果の高いハイブリッド給湯器を追加
- ➡ また、CFPの算定等について配慮事項として設定したところ
- ➡ さらに、ガス温水機器については本年4月から2020年代後半を目標年度とする次期トップランナー基準に係る検討が開始されたところ

- 2025年度を目標年度とするトップランナー基準は、潜熱回収型温水機器と従来型温水機器を合わせた基準であることから、潜熱回収型及び従来型の用途・通気又は加熱方式等の製品区分ごとの供給状況等を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準の強化について検討してはどうか
 - ➡ ガス温水機器は次期トップランナー基準における対象範囲、対象となる製品区分、基準値の考え方等の検討状況について注視することが必要
- 併せて2段階の判断の基準の設定可能性について検討してはどうか

① 乗用車

- ➡ 乗用車（ハイブリッド自動車）の燃費に係る判断の基準はいわゆる「自動車重量税のエコカー減税（減免区分25%軽減）」と整合を図り設定
- ➡ 令和5年12月の乗用車（ハイブリッド自動車）の燃費に係る判断の基準は2030年度燃費基準値の70%達成レベルを適用
- ➡ エコカー減税では令和7（2025）年5月～8（2026）年4月末まで80%達成レベルに引き上げられる予定

② 小型貨物車

- ➡ 令和5年12月における小型貨物車に係る判断の基準については2段階の判断の基準を設定しており、基準値1が電動車等、基準値2が次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの
- ➡ 小型貨物車の燃費に係る判断の基準は2022年度燃費基準値の90%達成レベル（エコカー減税と整合）を適用

- 
- 乗用車については市場への供給状況を確認の上、燃費基準値の引き上げ（2030年度燃費基準値の80%達成レベルを基本）を検討してはどうか
 - 小型貨物車の燃費基準値については令和6年度の燃費基準値で据え置くことを想定しているが、市場への供給状況を確認の上、必要に応じ、引き上げの可能性について検討してはどうか

③ 重量車（バス、トラック等、トラクタ）

- ➡ 令和5年12月における重量車に係る判断の基準については2段階の判断の基準を設定しており、基準値1が電動車等、基準値2が次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの
- ➡ 燃費に係る判断の基準は令和4年2月から据え置いており、2015年度燃費基準値の+5%超過達成レベルを適用

④ 小型バス

- ➡ 小型バスに係る判断の基準については2段階の判断の基準を設定しており、基準値1が電動車等、基準値2が次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの
- ➡ 燃費に係る判断の基準は自動車を6車種に分けた令和3年2月から据え置いており、2015年度燃費基準値を適用

- 
- 重量車については市場への供給状況を確認の上、燃費基準値の引き上げ（2025年度燃費基準値の95%達成レベルを基本）を検討してはどうか
 - 小型バスの燃費基準値については市場への供給状況を確認の上、引き上げの可能性について検討してはどうか

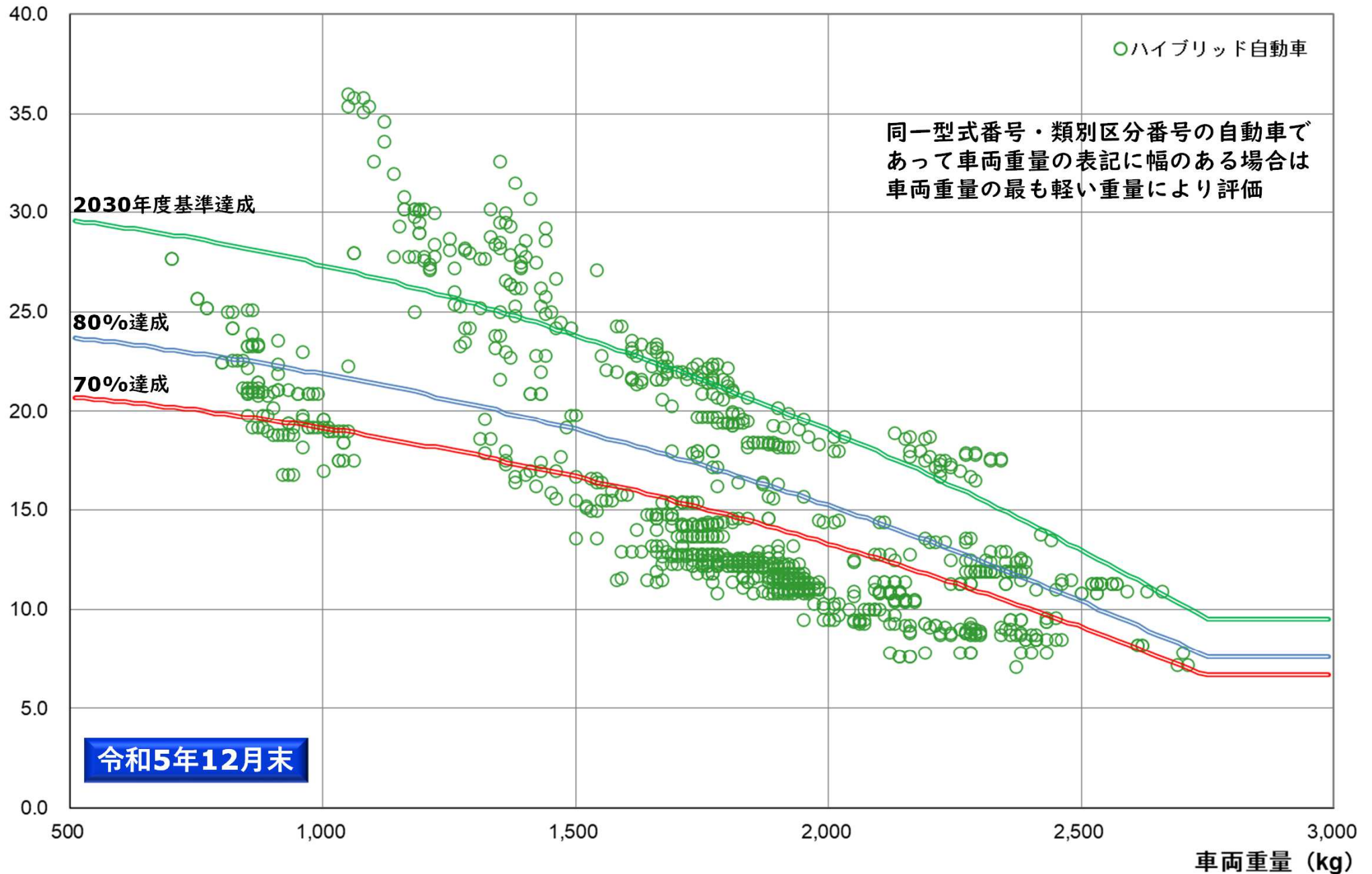
【参考】自動車の燃費に係る判断の基準案

令和7年度における自動車の燃費に係る判断の基準案（6年度との比較）

車 種	令和6年度の判断の基準	令和7年度の判断の基準（案）
乗用車	電動車等（ハイブリッド自動車の場合は表1、表2（ガソリン又はLPGの場合）及び備考12（ <u>2030年度基準70%達成レベル</u> ）を満たすこと）	電動車等（ハイブリッド自動車の場合は表1、表2（ガソリン又はLPGの場合）及び備考12（ <u>2030年度基準80%達成レベル</u> ）を満たすこと）
小型バス	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（ <u>2015年度燃費基準値</u> ）	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（ <u>基準は改めて検討</u> ）
小型貨物車	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（ <u>2022年度基準90%達成レベル</u> ）	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（ <u>据え置く方向</u> ）
バス等	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの（2015年度基準の+5%超過達成レベル）	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの（ <u>2025年度基準95%達成レベル</u> ）
トラック等		
トラクタ		

【参考】HV乗用車の車両重量別燃費（WLTCモード）

燃費 (km/L)



○ 金属製ブラインド

- ➡ 金属製ブラインドは平成27年2月から特定調達品目に追加
- ➡ 金属製ブラインドに係る判断の基準は日射反射率を設定



- 国等の機関の調達状況、市場への供給状況を確認の上、配慮事項に設定されている項目の判断の基準への格上げの可能性、新たな項目の判断の基準等への設定可能性等について検討してはどうか
- 日射反射率の測定・算定方法に係るJIS規格の改定に伴う変更の必要性について確認が必要
- CFPの算定等について業界における取組状況等を踏まえ検討してはどうか

① 省エネルギー診断

- ➡ 省エネルギー診断は法施行時から特定調達品目
- ➡ 平成27年2月に技術資格の要件及び省エネ対策の提案内容に係る判断の基準の見直しを実施
- ➡ 令和2年2月にエネルギー管理体制、管理方法の提案（省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善に加え、エネルギー管理体制・管理方法の提案）を判断の基準に追加
- ➡ 政府実行計画（令和3年10月閣議決定）において大規模な庁舎から省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づく運用改善等※を求めているところ

※ 「各府省庁において、大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する」こととされている

 省エネルギー診断の技術資格要件（有資格者等）、省エネ対策の提案内容等の見直しについて必要性を含め、検討を実施してはどうか

② 印刷

- ➡ 印刷は法施行時から特定調達品目（当初は「納入印刷物」として納入される印刷物に係る判断の基準を設定。平成14年2月から役務分野の「印刷」）
- ➡ 当初は印刷用紙及び印刷に使用するインキに係る判断の基準を設定
- ➡ 平成20年1月の古紙パルプ配合率偽装問題を受けて、平成21年2月及び22年2月にリサイクル適性表示や資材確認票の義務化等の大幅な改定を実施
- ➡ 令和2年2月にインキに係るVOC対策の強化（オフセット印刷に使用するインキについてバイオマス割合（植物油含有率から変更）、芳香族成分1%未満及び化学安全性に加え、石油系溶剤含有率及びVOC含有率（UVインキ）に係る判断の基準を新たに設定）を図ったところ
- ➡ また、令和5年度の提案募集においてプレミアム基準を活用した2段階の判断の基準の設定に関する提案があり、継続検討品目とされているところ

- 印刷についてはプレミアム基準の試行品目として環境省から発注される業務に適用された経緯があり、これまでの経緯等を踏まえ検討してはどうか
 - ➡ 令和5年12月の印刷用紙に係る判断の基準等の改定、印刷事業者の環境配慮の取組を踏まえた検討が必要
 - ➡ 2段階基準活用懇談会における議論を踏まえた検討が必要

③ 食堂

- ➡ 食堂は平成14年2月から特定調達品目に追加。当初は生ゴミの減容・減量など再生利用に係る適正な処理の実施を判断の基準として設定
- ➡ 平成18年2月に新たに繰り返し利用できる食器の使用を判断の基準に追加
- ➡ 平成31年2月にワンウェイのプラスチック製食器・容器等の原則使用禁止、食品廃棄物削減のための措置、食べ残しの削減のため食堂利用者への普及啓発等を判断の基準として設定するなど大幅に強化
- ➡ 令和4年2月には地域の農産物、有機農業により生産されたものを、令和5年2月には食器の修繕・再生利用を、それぞれ配慮事項として追加
- ➡ さらに、農林水産省において「みどりの食料システム戦略」に基づき、持続可能な食料システムの構築、食料システム全体の環境負荷低減の取組や国民理解の醸成に向け、環境負荷低減の取組の「見える化※」を推進

※ 「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」（令和6年3月）

- 📖 食堂において環境負荷低減の取組の「見える化」や有機農業により生産された農作物又はこれら農作物を原料とする加工品を利用した飲食物について、2段階の判断の基準の適用を含め、配慮事項に設定されている項目の判断の基準への格上げ、新たな項目の判断の基準等への設定等に関する検討を実施してはどうか

④ 印刷機能等提供業務

- ➡ 印刷機能等提供業務（画像機器等の保守に加え、機器の導入又は消耗品の提供のいずれかあるいは両方を実施する役務）は平成31年2月から特定調達品目として追加
- ➡ 令和4年度及び5年度においては、機器の導入に関してコピー機等の判断の基準等の見直しに伴う対応を図ったところであるが、令和6年度にはプリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナについて定期見直しを予定



- プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナの見直しが予定されていることから、対象機器の判断の基準等の見直し等に対応することとしてはどうか
- 物品としての画像機器等の調達から当該品目（役務）への移行に伴う機器の導入及び消耗品の提供状況を把握の上、現行の判断の基準等の強化、新たな項目の判断の基準等への設定可能性等について検討してはどうか

○ プラスチック製ごみ袋

- ➡ プラスチック製ごみ袋は令和2年2月から特定調達品目に追加
- ➡ 当初の判断の基準は再生プラスチック配合率10%以上又はバイオマスプラスチック配合率10%以上であることに加え、配合率に係る情報表示を設定
- ➡ 令和3年2月にバイオマスプラスチック配合率を10%以上から25%以上に、再生プラスチック配合率を10%以上から40%以上にそれぞれ引き上げ
- ➡ また、タイプ I 環境ラベルの活用に係る判断の基準（エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること）、充填剤の不使用に係る判断の基準も併せて追加したところ

■ プラスチック製ごみ袋のバイオマスプラスチック配合率に係る判断の基準については、「プラスチック資源循環戦略」に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げることとされていることから、市場の状況を確認の上、引き上げが必要な場合は適切な配合率について検討してはどうか

- ➡ 庁舎等において営業を行う小売業務及び飲料自動販売機設置の配慮事項において当該品目の判断の基準を満たした製品の使用を推奨していることから、検討に当たって留意が必要

- 1. 令和6年度の見直し対象品目等**
- 2. 提案募集における継続検討品目等**
- 3. 見直し品目等に係る検討方針等（案）**
- 4. その他の見直し・事前検討等（案）**

4. その他の見直し・事前検討等（案）

(1) 分野横断的見直し

- プラスチック資源循環法、プラスチック資源循環戦略及びバイオプラスチックロードマップを踏まえ、ワンウェイのプラスチックの削減や再生プラスチック及びバイオマスプラスチック等の利用促進に関する対応が必要な品目

(2) 経過措置等設定品目等

- 本年度の見直し対象品目を含め、経過措置等を設定している品目（下表）については、市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長（単純延長、基準等を強化し延長等）について検討し、判断の基準等の見直しに反映

経過措置等設定品目	対 象
シュレッダー	特定の化学物質の含有率基準値の適用について1年間の経過措置を設定
電気便座	エネルギー消費効率（年間消費電力量）について1年間の経過措置を設定
乗用車	エアコンディショナーの冷媒の地球温暖化係数150以下について令和9年3月31日までの経過措置を設定

4. その他の見直し・事前検討等（案）

(3) 令和7年度の定期見直しに向けて

- 令和7～11年度における定期見直しスケジュールの作成に向けて、令和7年度の定期見直し対象の**10分野27品目**（下表）については、当該分野・品目に係る技術開発動向、特定調達物品等の市場供給状況等の関連情報の収集・整理を実施予定（現段階における対象品目）

分 野	品 目
紙類	トイレットペーパー、ティッシュペーパー
画像機器等	トナーカートリッジ、インクカートリッジ
家電製品	テレビジョン受信機
自動車等	乗用車用タイヤ
制服・作業服等	制服、作業服、帽子、靴
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、毛布、ふとん、マットレス
作業手袋	作業手袋
その他繊維製品	全品目（集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ）
設備	太陽熱利用システム（公共・産業用）、テレワーク用ライセンス、Web会議システム
役務	飲料自動販売機設置